

○職員の採用試験に関する規則

改正後

改正前

第十六条 人事委員会は、第一次試験の合格者を決定したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、合格者の受験番号及び第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を公表するものとする。

（合格者の発表）  
第二十一条 人事委員会は、前条の規定により合格者を決定したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、合格者の受験番号を公表し、及び書面により合格者である旨を本人に通知するものとする。

第十六条 人事委員会は、第一次試験の合格者を決定したときは、人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示し、並びに書面により合格者である旨及び第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を本人に通知するものとする。

（合格者の発表）  
第二十一条 人事委員会は、前条の規定により合格者を決定したときは、人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示し、及び書面により合格者である旨を本人に通知するものとする。